# 特別養護老人ホーム亀山の里運営規程

（事業の目的）

第1条　社会福祉法人かつぎ会が運営する特別養護老人ホーム亀山の里（以下「施設」という。）が行う指定介護老人福祉施設の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条　施設の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2　事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者及び地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（施設の名称及び所在地）

第3条　事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称　　特別養護老人ホーム亀山の里

（2）所在地　広島市安佐北区亀山九丁目 10 番 25 号

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条　施設に勤務する従業者の職種、員数及び職種内容は、次のとおりとする。

(1)　管理者　　1名（併設事業所と兼務）
管理者は、施設従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2)　医師　　必要数：1名（併設ショートと兼務）
医師は、利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導を行う。

(3)　生活相談員　　1名以上（併設ショートと合算）
介護業務管理全般を統括するとともに利用者の生活相談、面談、身上調査並びに利用者の援助の企画、実施に関することを行うとともに介護職員、看護職員等からの相談に応じる。

(4)　（管理）栄養士　　1名以上（併設ショートと兼務）
栄養ケア計画を作成し、それに基づき利用者の状態に合った食事提供並びに栄養状態の維持、向上を行う。

(5)　看護職員　　3名以上（併設ショートと合算　常勤換算）

利用者の診察の補助及び看護(服薬管理を含む)並びに利用者の保健衛生管理を行う。

(6)　介護職員　　24名以上（併設ショートと合算　常勤換算）
利用者の日常生活の介護、援助を行う。

(7)　機能訓練指導員　1名以上（併設ショートと兼務）
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を予防するために機能訓練の計画、指導、実施を行う。

(8)　介護支援専門員　1名以上
施設サービス計画を作成する。

（利用定員等）

第5条　施設のユニット数及び入居定員は、次のとおりとする。

(1) ユニット数　7ユニット

(2) ユニットごとの入居定員　10名

（サービスの内容）

第6条　指定介護福祉施設サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 食事
栄養と利用者の身体状況に配慮したものを提供し、出来るだけ離床して行われるよう配慮する。

(2) 入浴
週 2 回以上の入浴、または清拭を行う。適切な方法により行い、自立についても必要な援助を行う。

(3) 排泄
利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に排泄の自立についても適切な援助を行う。

(4) 機能訓練
利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努める。

(5) 健康管理
利用者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

(6) 相談及び援助
利用者及びその家族からの相談に応じ、必要な助言や援助を行う。

(7)　その他
離床、着替え、整容等の介助を適切に行う。

（利用料その他の費用の額）

第7条　指定介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定介護福祉施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2　前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された額を 1 日当たりの料金とする。

（1）居住費　　ユニット型個室　2,066 円／日

（2）食費　　朝食 470 円　昼食 700 円　夕食 630 円　計 1,800 円／日

（3）日用品費　　120 円／日

以下の物の使用にあたり一日 120 円の負担を要する。

但し、重要事項説明書等により、自己での購入及び持参の場合は、負担はないものとする。

口腔ケア用品（ハブラシ、歯磨き粉・入れ歯洗浄剤等）

入浴・衛生用品（シャンプー・リンス・石鹸・タオル等）

生活用品（ティッシュ・箸・スプーン・おしぼり等）

（4）電化製品持ち込み費　　1 点持ち込みにつき 60 円／日

テレビ、電気毛布等(電気髭剃り・携帯電話は除く)

（5）貴重品管理費　　1,000 円／月

（6）外出付添い費　　1,000 円／回

（7）その他指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。

3　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合にも、同様に同意するものとする。

（施設利用に当たっての留意事項）

第8条　利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

(1)　けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。

(2)　政治活動、宗教、習慣等により自己の利益のために他人の自由を侵害すること。

(3)　指定した場所以外で火気を用いること。

(4)　施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
(5)　故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。

（緊急時等における対応方法）
第9条　従業者は、サービスを実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
（事故発生の防止及び発生時の対応）
第10条　施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
(3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）及び従業者に対する研修を定期的に行う。
(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く
2　施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
3　施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。
4　施設は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
（身体拘束等における対応方法）
第11条　施設は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。
2　施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
一　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図るものとする。

二　身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
三　従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（利用者等の虐待の防止のための措置）
第12条　施設は利用者等の権利・利益を擁護、虐待等を防止するために次の措置を講ずるものとする。
(1)　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
(2)　虐待防止のための指針の整備
(3)　虐待を防止するための定期的な研修の実施
(4)　前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2　施設は、虐待が疑われる事例を発見した場合は速やかに市町村等関係機関への報告を行う。

（非常災害対策）
第13条　施設は、非常災害に備えて、消防計画、業務継続計画に基づき、訓練（年2回以上）を行う。
2　施設は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（衛生管理等）
第14条　施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。
2　施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
(1) 施設における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
(2) 施設における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
(3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
(4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

（業務継続計画の策定等）

第 15 条　施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2　施設は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施するものとする。

3　施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 16 条　施設は、利用者の介護に携わる無資格の従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また従業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（1）採用時研修　　採用後 3 か月以内

（2）継続研修　　年 1 回

（3）その他の研修

2　従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。

3　施設は適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4　施設は指定介護福祉施設サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から 5 年間は保存するものとする。

5　この規程に定める事項のほか、施設の運営に関する重要事項は、社会福祉法人かつぎ会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。